

男性の家事・子育て参画促進事業企画運営等業務委託 仕様書

1 業務名

令和5年度 市共委第5号 男性の家事・子育て参画促進事業企画運営等業務

2 事業目的・趣旨

令和3年6月実施の静岡市男女共同参画に関する市民意識調査では、1日に行う家事（育児や介護を含む）の時間について、男性の平均が1時間42分に対し、女性の平均が4時間53分と、約3倍の差があり、平成30年の同調査でも、男性平均1時間28分、女性平均4時間19分で、その差はほとんど縮まっていない。

近年、家事や子育てに積極的に参画する男性が増えている一方で、固定的な性別役割分担意識は依然として男性により強く残っていることから、男性が仕事だけでなく子育てなどに参画するよう意識改革を促し、家庭や地域など職場以外の場において積極的に役割を果たせるような事業を展開していくことが重要だと考えている。

また、先述の令和3年6月市民意識調査では、男性が「育児休業」や「介護休業」を取得することについて、「賛成する」と答えた男性は79%おり、男性の育児休業取得に関する機運が高まっている中、本事業を通して各々がジェンダー平等に基づき多様な考え方や生き方を選択するための気づきを得るとともに、男性の家事・子育てへの参画を後押しし、女性が働きやすい環境づくりに取り組むことを目的とする。

3 契約期間

契約日から令和6年2月29日まで

4 事業概要

（1）家事・子育てシェア ワークショップ、座談会

ライフイベントに関わりなく働き続ける女性が増えている中で、男性と女性の家事・育児時間の差を縮めることで、女性が仕事に使える時間を増やし、働く女性の活躍を促進するためのワークショップや座談会を開催する。

（2）家事・子育てシェアの啓発

市民意識調査の結果等をもとに家事・子育てシェアについて普及啓発するためのチラシ等を作成し、配布、広報する。

5 事業内容

以下のとおり実施する。

なお、受託者は、事前に事業計画書を作成し、静岡市の検査を受けることとする。

また、受託者は、業務完了後、速やかに報告書（記録写真、開催状況概要、開催後の継続状況を含む。）を作成し、電子媒体により静岡市に提出すること。

(1) 家事・子育てシェア ワークショップ、座談会

ねらい	本事業の実施により、参加者各々がジェンダー平等に基づき多様な考え方や生き方を選択するための気づきを得るとともに、男性が家事・子育てへ参画することへの抵抗感を緩和すること。	
特記事項	市民向け	企業、事業者向け
ア 対象	・市内に在住、通勤または通学（少なくともいずれか一方）している夫婦等のうち、共働きの方（いずれか一方が求職中・育児等休業中の方を含む）	・市内に事業所がある企業に所属する従業員で、共働きの方（いずれか一方が求職中・育児等休業中の方を含む） ・ただし、対象とする企業に受託者は含まないものとする。
	・市民向けと企業、事業者向けの参加者総数が90名以上となるよう努めること。	
イ 回数・ 時期	・2回以上とすること。 ・対象のニーズや繁忙期等を考慮し時期を設定すること。ただし、初回は、令和5年10月上旬までに実施すること。	・1回以上とすること。 ・対象のニーズや繁忙期等を考慮し時期・開催時間を設定すること。
ウ 開催場 所	・市内の会議室等とする。ただし、託児室も確保すること。 ・静岡市女性会館（静岡市葵区東草深町3-18）で開催する場合に限り、委託者が会場を確保する。 ・必要に応じて一部をオンラインによる開催とすることができる。	・開催企業の事業所における実施を基本とすること。なお、調整が難しい場合は静岡市女性会館での開催とすること。 ・必要に応じてオンラインによる開催とすることができる。
エ 委託内 容	①企画・運営・報告 ・ワークショップ、座談会参加後の講演内容に基づく行動変容を促すため、ワークショップ後の変化を記録するチェックシートを企画制作し、配付するなどの工夫を行うこと。 ・託児について、参加者のうち託児希望者全員が託児を利用できるよう、あらかじめスタッフを確保すること。 ②参加者募集 ・募集方法は、参加希望者が応募しやすい手続きとすること。 ・参加者を広く募集するため、チラシ、ホームページ、フェイスブック、情報誌等を用いて幅広く行うこと。 ・必要に応じて市の広報紙に募集記事を掲載し、幅広くPRを行うこと。 ・チラシのデザインや内容について、静岡市と事前に協議すること。 ・チラシの配布は、受託者が主となって行うこと。 ・受託者は静岡市へチラシの電子媒体	①企画・運営・報告 ・ワークショップ、座談会参加後の講演内容に基づく行動変容を促すため、ワークショップ後の変化を記録するチェックシートを企画制作し、配付するなどの工夫を行うこと。 ②参加者募集 ・上記「ア 対象」に記載の事業所から座談会開催候補企業を選定し、委託者へ報告すること。 ・開催決定企業、事業者への連絡調整を円滑に行うこと。 ③開催 ・各回の最後及び実施1か月後に参加者へのアンケートを実施すること。アンケート項目については別途委託者と協議すること。

	(PDF) を提出すること。 ③開催 ・各回の最後及び実施1か月後に参加者へのアンケートを実施すること。アンケート項目については別途委託者と協議すること。	
オ 実施報告	・参加者アンケート結果を各回開催後（実施1か月後のアンケートについては2か月後）に委託者へ報告すること。 ・アンケート結果を分析し、事業完了報告時に添付すること。 ・実施報告書を抜粋し、企業向け座談会開催企業に提供すること。	
カ 参加費用	無料とする。	

(2) 家事・子育てシェアの啓発

ねらい	ジェンダー平等に基づき多様な考え方や生き方を選択するための気づきを得るとともに、男性が家事・子育てへ参画することへの抵抗感を緩和することについて、家事・子育てシェアワークショップや座談会の参加者以外にも広く周知すること。
ア 作成時期	契約期間内で委託者と調整すること。 ただし、家事・子育てシェアワークショップの参加者募集チラシを兼ねる場合には、7月中旬までに納品できるようにすること。
イ 委託内容	ア) 企画、作成 ・本市市民意識調査の結果等をもとに家事・子育てシェアについて普及啓発するためのチラシ等を企画すること。 ・チラシの他にも効果的な広報の手段を提案すること。 ・委託者に対し、効果的な広報先を提案すること。 ・チラシのデザインや内容について、静岡市と事前に協議すること。 イ) 広報・周知など ・広報は、受託者が主となって行うこと。 ・受託者はチラシの電子媒体（PDF）を提出すること。 ・委託者は市ホームページやSNS等への掲載、市施設へのチラシの配布に協力する。

6 役割分担

(◎…主、○…副)

(1) 家事・子育てシェア ワークショップ、座談会		
項 目	受託者	静岡市
企画・運営・報告	◎	
広報	◎	○ ・市広報紙掲載 ・市施設への配布
会場の確保、会場費の支払い	◎	○ (市女性会館または 葵生涯学習センター 利用の場合)

(2) 家事・子育てシェアの啓発		
項 目	受託者	静岡市
企画・製作・PRなど	◎	
市広報媒体の活用	○ (受託者のHP等)	◎

7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、本業務を実施する上で知り得た個人情報については、静岡市個人情報保護条例に基づいて、適切な管理を行うこと。

8 障害者差別解消法への対応

受託者は、市の業務を受託することに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項に定める障害者への合理的配慮の提供については、可能な限り、「静岡市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「障がいのある人への配慮マニュアル」に基づき、市の職員に準じた対応に努めること。

9 その他

・家事・子育てシェア ワークショップ、座談会の開催場所を静岡市女性会館以外にして、会場費が発生した場合は、受託者が会場費を委託料の一部として負担すること。

・家事・子育てシェア ワークショップ、座談会の開催並びにPRチラシの作成にあたり、個人の考えに特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることのないよう留意すること。

・著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

・本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。